しんきん携帯電子マネーチャージサービス利用規定＜Ｅｄｙ編＞

しんきん携帯電子マネーチャージサービス利用規定＜Ｅｄｙ編＞（以下「本規定」という）は、二本松信用金庫（以下「当金庫」という）が提供するしんきん携帯電子マネーチャージサービス＜Ｅｄｙ＞（以下「本サービス」という）の利用について規定するものです。

本サービスの利用者（以下「お客様」という）は、本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用することとします。

第１条（サービス内容）

１．本サービスの内容

本サービスは、お客様からの依頼に基づき、第５条に定めるＥｄｙチャージその他これに関連するサービスを総称していいます。

２．本サービスの取扱登録

お客様が本サービスを利用するにあたっては、あらかじめ株式会社しんきん情報システムセンター（以下「ＳＳＣ」という）が提供する本サービス専用アプリケーション（以下「アプリ」という）を、第４条に定める利用端末にダウンロードのうえ、当金庫所定の方法により本サービスの取扱登録を行うものとします。

第２条（利用対象者）

本サービスを利用することができるお客様は、当金庫本支店に預金口座を開設している個人で、本規定に同意した方とします。

第３条（利用対象口座）

本サービスを利用することができる預金口座（以下「利用口座」という）は、お客様自身の名義で、かつキャッシュカード発行済みの当金庫普通預金口座（総合口座取引の普通預金口座および利息を付さない旨の約定のある普通預金口座を含む）とします。

第４条（利用対象端末）

本サービスを利用することができる携帯電話その他機器（以下「利用端末」という）は、お客様自身が正当な使用権限を有する端末で、ＳＳＣが定める適合機種とします。

第５条（Ｅｄｙチャージ）

１．内容

Ｅｄｙチャージとは、お客様の指定したＥｄｙ購入金額（以下「Ｅｄｙ購入金額」という）を利用口座より引き落とし、Ｅｄｙ発行会社であるビットワレット株式会社（以下「ビットワレット」という）に対して、Ｅｄｙ購入金額を振込むとともに振込取引が完了した旨を通知し、これに引き続いて、お客様がビットワレットおよび他のＥｄｙ発行会社からＥｄｙを受け取る一連の手続きを当金庫が提供するサービスをいいます。

２．資金の引落し

Ｅｄｙチャージにおけるｄｙ購入金額および第１３条に定める当金庫所定の手数料（消費税等を含みます）の引落しについては、利用口座に係る規定にかかわらず、通帳、払戻請求書またはキャッシュカードの提出なしに行います。

３．Ｅｄｙチャージにおける振込

Ｅｄｙチャージにおける振込取引では、Ｅｄｙチャージの取引依頼の確定後、振込取引の訂正、取消および組み戻しは、できないものとします。

第６条（取引通知）

取引通知とは、お客様が本サービスの取扱登録、Ｅｄｙチャージ、電子メールアドレスの変更、第８条に定めるパスワードの変更等を行った場合に、お客様が指定した電子メールアドレスに対して、取引結果を当金庫所定の方法により通知することをいいます。

なお、取引通知を含め、お客様が指定した電子メールアドレスに対する本サービスに関する連絡は、メール受信停止登録により停止することができるものとします。

第７条（届出事項の変更）

本サービスに係るお客様の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、メールの受信停止等の届出事項に変更が生じたときは、お客様は直ちに当金庫所定の方法にて当金庫に届出るものとします。

なお、電子メールアドレスの変更およびメール受信停止は、利用端末による依頼に基づき、その届出を受付けます。

第８条（パスワード等）

１．パスワードの登録

お客様は、本サービスの取扱登録時に、当金庫所定の登録情報として本サービスで利用する取引用パスワード（以下「パスワード」という）を登録するものとしま

す。

パスワードは、第９条に定める取引の依頼時その他当金庫が定めるときに必要となります。

なお、パスワードは当金庫所定の方法により変更することができるものとします。

２．暗証番号

本サービスの取扱登録時、第９条に定める取引の依頼時その他当金庫が定める場合において、利用口座に係るキャッシュカード暗証番号（以下「暗証番号」という）が必要となります。

３．パスワード等の管理

１）パスワードは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。

なお、パスワードは、生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号の登録を避けるとともに、定期的に変更を行ってください。

２）パスワードについて、偽造、変造、盗用もしくは不正利用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡するとともにパスワードの変更を行うものとします。

３）本サービスの取扱登録時、Ｅｄｙチャージ依頼時およびメール受信停止登録、メールアドレスの変更、パスワードの変更等の変更手続時（以下「変更手続き」という）にパスワード、暗証番号等、当金庫所定の情報を当金庫所定の回数連続して誤って入力した場合は、その時点でお客様の利用口座または利用端末に対する本サービスの提供を、契約の有無等にかかわらず停止する場合があります。

利用口座に対して本サービスの提供を停止した場合は、同利用口座に対する他の契約による利用端末についても本サービスは利用できず、逆の場合も同様とします。

また、利用口座のキャッシュカードを利用した当金庫所定のサービスの提供を停止する場合があります。

お客様は、これらのサービス停止等につき、あらかじめ了承するものとし、この場合は、お客様は当金庫所定の手続きにより、当金庫へ再開の依頼をするものとします。

第９条（取引の依頼および取引内容の確定）

１．取引の依頼

本サービスの取扱登録、Ｅｄｙチャージ依頼および変更手続きを行う場合は、お客様が当金庫所定の方法により暗証番号、パスワードその他当金庫所定の情報を、当金庫に正確に通知することとします。

お客様が当金庫へ通知した内容が、当金庫に登録されている内容と一致した場合には、当金庫はお客様本人の有効な意思に基づく真正な依頼内容による申込みであるものとして受付けます。

２．取引内容の確定

前項による依頼受付後、お客様はその受付内容を確認のうえ、正しい場合には当金庫所定の方法により確認した旨を当金庫に通知してください。

この通知が当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫がこれを受信した時点で、当該取引の内容が確定したものとし、当金庫は、当該取引の手続きを行います。

第１０条（取引の有効性）

前条による取引の依頼を実施したうえで、当金庫が本サービスの取扱登録、Ｅｄｙチャージ依頼および変更手続き等を受付け、これらを実施した場合は、暗証番号やパスワード等につき不正使用、誤使用、その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害については、当金庫に責のある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

ただし、暗証番号またはパスワードの盗取等により不正に行われたＥｄｙチャージによる損害である場合、お客様は第１１条の定めに従い補てんを請求できるものとします。

第１１条（パスワードの盗取等による不正なＥｄｙチャージ）

１．補てんの要件

暗証番号またはパスワードの盗取等により不正に行われたＥｄｙチャージについては、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当金庫に対して当該資金移動にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

１）お客様が本サービスによる不正なＥｄｙチャージの被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。

２）当金庫の調査に対し、お客様から十分なご説明をいただいていること。

３）お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

２．補てん対象額

前項の請求がなされた場合、不正に行われたＥｄｙチャージが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、そ

の事情が継続していた期間に３０日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正に行われたＥｄｙチャージにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該Ｅｄｙチャージが行われたことについて、お客様に重大な過失または過失があるなどの場合には、当金庫は補てん対象額の全部または一部について補てんいたしかねる場合があります。

３．適用の制限

前２項の定めは、第１項に係る当金庫への通知が、暗証番号またはパスワードの盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正なＥｄｙチャージが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

４．補てんの制限

第２項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補てんいたしません。

１）不正に行われたＥｄｙチャージについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ．お客様の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合

ロ．お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

２）戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正なＥｄｙチャージが行われた場合

第１２条（利用条件）

１．取扱日時

本サービスの取扱日および取扱時間は、当金庫が別途定めるものとします。

２．利用限度額

Ｅｄｙチャージの一回あたりおよび１日あたりの取引単位、上限金額および下限金額は、当金庫が別途定めるものとします。

３．利用回数

Ｅｄｙチャージの一日あたりの利用回数は、当金庫が別途定めるものとします。

４．利用条件の追加、変更

当金庫は、お客様に事前に通知し承諾を得ることなく本サービスの利用条件を追加、変更できるものとします。

第１３条（利用手数料）

本サービスの利用にあたっては、当金庫は別途定める手数料（消費税等を含みます）をお客様から徴求できるものとします。

また、当金庫は、お客様に事前に通知し承諾を得ることなく手数料を変更できるものとします。

なお、本サービスの利用に関する利用端末の利用料、通信料等は全てお客様の負担となります。

第１４条（契約関係）

１．Ｅｄｙチャージ

１）Ｅｄｙチャージにおける振込取引と振込取引が完了した旨のビットワレットへの通知までの手続きに関しては、お客様と当金庫との契約となります。

これ以降の手続きに関しては、お客様とビットワレットとの契約となります。

２）Ｅｄｙの購入は、お客様とビットワレットとの契約に基づいて行われるものであり、本サービスのご利用には、お客様がビットワレットとＥｄｙ購入に関する契約を締結していることが必要となります。

２．アプリ

１）アプリを利用した本サービスの利用（利用端末の操作による各種情報の送受信の一切を含む）に関しては、お客様と当金庫との契約となります。

２）アプリの使用自体は、お客様とＳＳＣとの契約によるものであり、本サービスのご利用には、お客様がＳＳＣとアプリに関する契約を締結していることが必要となります。

第１５条（個人情報の取扱い）

１．当金庫での利用

当金庫は本サービスの利用にあたり、お客様が当金庫に届出たお客様の氏名、生年月日、口座番号その他お客様に関する情報を以下の目的のために利用させていただきます。

イ．本サービスの利用の受付、手続実施、振込実行、取引通知その他本サービス実施のため必要となる事項の実施のため。

ロ．本サービスに関するデータの管理、顧客管理のため。

ハ．ダイレクトメールの発送等、当金庫の金融商品やサービスに関するご提案のため。

ニ．市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究、開発のため。

ホ．お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。

２．個人情報の開示

当金庫は、本サービスに関するお客様の情報のうち、本サービスの実施および確認のために必要な情報について、適切な情報保護措置を図ったうえで、ビットワレットに開示できるものとします。

第１６条（本サービスに関する責任）

１．Ｅｄｙに関する責任

１）Ｅｄｙチャージの異常受付、残高相違その他のＥｄｙの不具合、瑕疵またはＥｄｙに関するサービスの遅延・利用不能等の問題については、当金庫は一切の責任を負いません。

２）Ｅｄｙ残高や利用履歴等の情報およびその表示について、当金庫は一切の責任を負いません。

２．アプリに関する責任

１）お客様が利用端末にダウンロードしたアプリについては、当金庫は一切の責任を負いません。

２）アプリの内容、動作に係る不具合が原因で利用端末に故障、事故等が発生し、または本サービスを正常に利用できない等の事由が生じたとしても、当金庫は一切の責任を負いません。

３．利用端末・通信機器等に関する責任

１）利用端末が正常に動作する環境については、お客様の責任において確保してください。

利用端末が正常に動作することについて、当金庫は一切保証しません。

２）お客様は、利用端末以外の携帯電話その他機器で本サービスを利用してはならないものとします。

利用端末以外の端末で本サービスを利用した場合に生じた損害については、第１１条に定める場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

３）通信機器、通信回線またはコンピューター等の事故、障害、不正事象等の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等が生じた場合、または本サービスに係るお客様の情報に誤謬、紛失、漏洩等が生じた場合、そのためにお客様に生じた損害については、当金庫に責のある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

４．本サービスに係る手続き上の責任

お客様による変更手続き、都合解約その他本サービスに関する変更・停止・終了等の届出・手続きは、お客様の責任において行うものとします。

これらの届出・手続きの実行、過怠または遅延によりお客様に生じた損害については、当金庫に責のある場合および第１１条に定める場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

５．不可抗力

天災地変、事変等の不可抗力、官公庁、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等が生じた場合、そのためにお客様に生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

第１７条（責任制限）

本サービスに関連してお客様が被った損害について、当金庫が責任を負う場合であっても、それが当金庫の故意または重大な過失による場合を除き、当金庫は、お客様に生じたいかなる派生的損害、付随的損害、間接損害および特別損害（営業利益の損失、事業の中断、情報の損失等による損害を含む）についても、当金庫は責任を負わないものとします。

このことは、当金庫または当金庫の関係者がこうした損害発生の可能性について知らされていた場合にも同様とします。

第１８条（取引記録）

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合は、本サービスに係る当金庫の電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第１９条（連絡先）

本サービスに関して取引依頼内容等をお客様に通知、照会、確認をする場合は、本サービスの取扱登録にてお客様が当金庫に届出た携帯電話番号・電子メールアドレスおよび利用口座開設時にお客様が届出た住所・電話番号等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知、照会、確認を発信、発送し、または書

類を発信した場合は、連絡先の変更届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、これによって生じた損害については、当金庫に責のある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

また、当金庫の責によらない利用端末、通信機器、回線およびコンピューター等の障害により、延着しまたは到着しなかった場合も同様とします。

ただし、メール受信停止登録を行っている場合、当該電子メールアドレスは、本サービスに関する連絡先としませんので、変更等の届出も不要となります。

第２０条(再委託)

当金庫は、本サービスの全部または一部の業務（個人情報の取扱いを含む）を第三者に委託できるものとします。

第２１条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、利用口座に係る普通預金規定、まつしん総合口座取引規定およびカード規定等の各規定並びに以下の取扱要領により取扱います。

第２２条（規定の変更）

当金庫は、お客様に事前に通知し承諾を得ることなく本規定を変更できるものとし、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、お客様に変更内容を告知いたします。

なお、本規定を変更した場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

第２３条（解約等）

１．都合解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、相互に通知することによりいつでも解約することができるものとします。

なお、お客様からの解約の通知は、利用端末から当金庫所定の方法により行うものとし、本人確認は行いません。

また、当金庫は、お客様による本サービスの最終利用日から起算して１３ヶ月間本サービスの利用がなかった場合、お客様に通知することなく解約できるものとします。

２．利用口座の解約

本サービスの利用口座が解約されたときは、本サービスの契約は解約されたもの

とみなします。

３．アプリの削除

アプリが利用端末から削除されたときは、本サービスの契約は解約されたものとみなします。

４．サービスの利用停止

お客様が本規定または当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はお客様に事前に通知し承諾を得ることなく、いつでも本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

５．解約後のサービスに係る責任

本サービスの解約後であっても、第１６条および第１７条の定めは有効に存続するものとします。

第２４条（サービスの変更、中止）

当金庫は、お客様に事前に通知し承諾を得ることなく本サービスを変更または中止できるものとし、店頭表示その他相当の方法で公表することによりお客様に告知いたします。

第２５条（譲渡、質入、貸与の禁止）

本契約に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡、質入、貸与等することができないものとします。

第２６条（準拠法、管轄）

本規定の準拠法は日本法とします。

本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２７条（各種問合せ）

１．Ｅｄｙに関する問合せ

Ｅｄｙの利用に係るビットワレットとの契約については、ビットワレットのホームページにてご確認ください。

Ｅｄｙ残高や履歴に不明な点がある場合や端末の故障や紛失、盗難時等における

チャージ済みＥｄｙの取扱いおよびＥｄｙ自体の取扱い全般に関しては、ビットワレットにお問合せください。

２．本サービスに関する問合せ

　Ｅｄｙチャージ操作中に、通信状態等の理由により正しくＥｄｙがチャージされなかった場合に、リトライしても正しくチャージできない場合等、本サービスの取扱いに関しては、当金庫所定の連絡先にお問合せください。

以　上